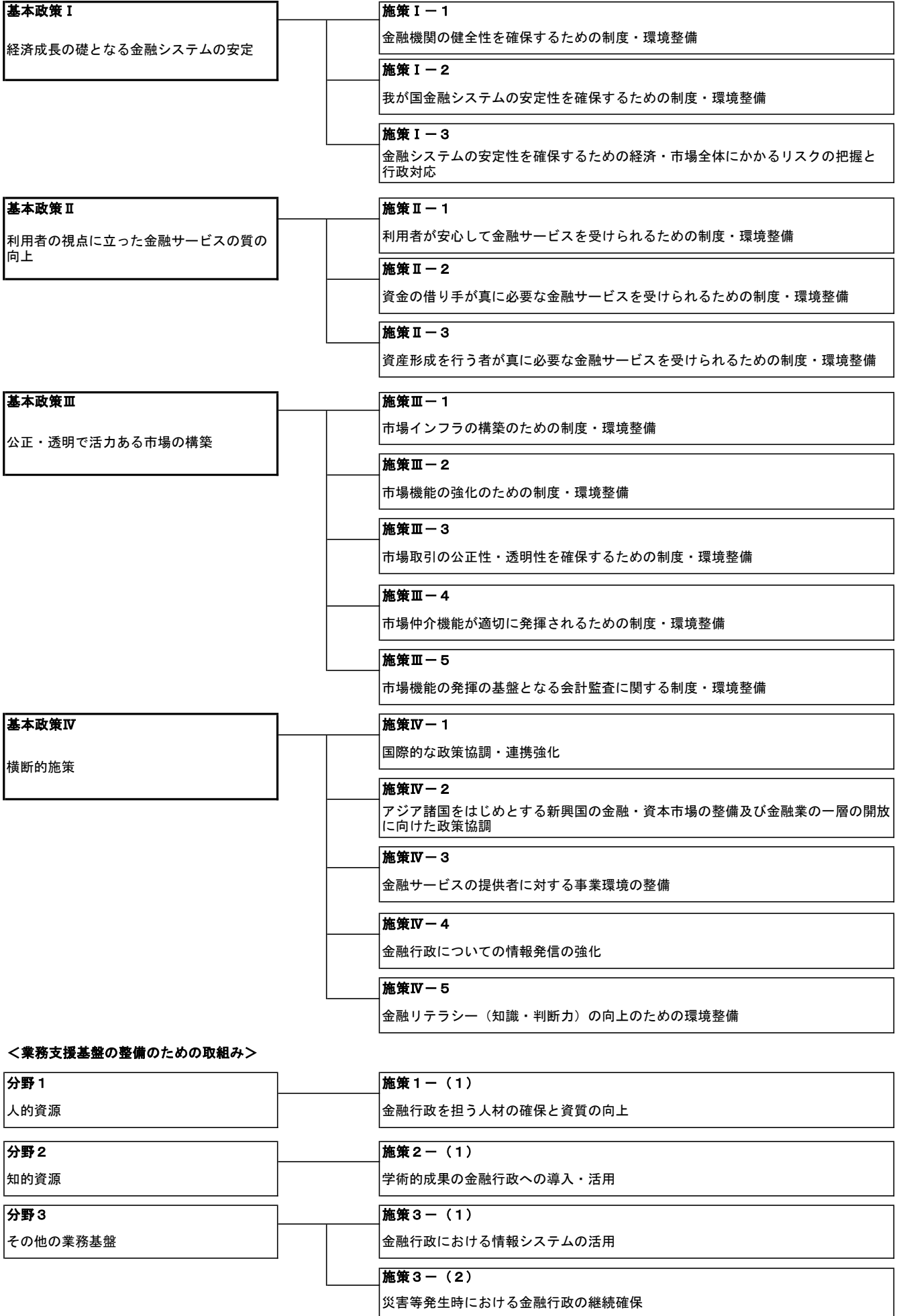


平成27年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成27年4月～28年3月)

平成28年8月
金融庁

平成27年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



27年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定

施策Ⅰ－１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融機関の健全性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

各業態の健全性指標の目標値を達成したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、金融行政方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリングの実施や関連告示等の整備を行った。

施策Ⅰ－２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性が確保されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論も踏まえ、関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

施策Ⅰ－３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

【達成目標】

システミックリスク顕在化の未然防止が図られること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

マクロプルーデンス総括参事官室を設置し、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について深度ある分析を行うとともに、金融セクターに内在するリスクについて早期の把握に積極的に取り組んだ。

また、集積した情報及び分析結果は検査・監督の現場へ日々還元し、金融機関へのヒアリングでの活用を含め、積極的に金融行政への反映を図ることで、システミックリスクの顕在化の未然防止のための取組みを着実に進めた。

28年度以降も、既に把握・分析してきたリスクや新たに発生するリスクについて、引き続き、リスク要因の特性やその変化をきめ細かく、かつタイムリーに把握していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護等の観点から、法制度整備、監督業務の実施や苦情・相談事案の実態把握など、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めた。

測定指標の目標は、そのほとんどが達成となっているが、一部の測定指標について目標を達成できなかったほか、金融をとりまく環境の変化に対応するためにも、今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進めていく必要がある。

施策目標Ⅱ－２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮の実現のため、金融機関に対して事業性評価に基づく融資等の取組みを促したほか、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を促した。

しかしながら、事業者からは、金融機関が依然として担保・保証に必要以上に依存しているとの声も聞かれることから、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組みを促進していく必要がある。

施策目標Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

【達成目標】

国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）**【達成度の判断根拠】**

改正保険業法に係る政府令等の改正、NISAの普及・定着のための税制改正要望提出や金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューのフォローアップ実施など、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題等が次のとおり存在する。

- ① NISAの利便性向上に取り組んできたが、「家計の安定的な資産形成の支援」や「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」という目標を達成するためには、引き続き、NISA及びジュニアNISAの広報の充実やNISAのあり方に関する検討を進める必要がある。
- ② 金融機関が真に顧客の利益のためになる行動をしているか検証してきたが、引き続き、投資運用業者におけるガバナンス状況や販売会社における販売態勢について検証する必要がある。

基本政策Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築

施策Ⅲ－１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備

【達成目標】

信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性に資する関係政府令の整備を行ったほか、国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みの支援を行った。

また、EDINETの稼働率についても、引き続き100%を確保した。

施策Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備

【達成目標】

我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

26年改正金融商品取引法に係る関係政令・内閣府令の整備等を行ったほか、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けた取組みを進めた。

測定指標の目標は全て達成となっているが、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題等が次のとおり存在する。

- ① スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの普及・定着や、上場企業全体のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、有識者会議において議論・意見発信する等の取組みを行ってきたが、ガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、機関投資家と企業との建設的な対話の促進など、更なる取組

みを行う必要がある。

- ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給に関して、投資型クラウドファンディング等に係る制度整備等を行ってきたが、その供給促進に向けては、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」等を通じて、関係制度の周知等に取り組んでいく必要がある。

施策Ⅲ－３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

【達成目標】

投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携して、各業界における課題の検討等を行ったこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができた。

証券取引等監視委員会においては、不公正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案についての検察庁への告発を行った。また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処した。更に、証券監視委発足後初めて地方で委員会を開催するなど市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行った。

測定指標の目標は全て達成となっているが、近年の市場動向を見ると、クロスボーダー取引の日常化、HFTにみられるような取引の高速化・複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる。このような状況を踏まえ、取引手法の多様化、複雑化、巧妙化に対応した機動的な市場監視や、従来型の問題企業の摘発に加えて大規模上場会社における開示の適正性の検証など、施策の目標に照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題がある。

施策Ⅲ－４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

【達成目標】

金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組みを進めた。また、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役や執行役員等と議論を行った。

また、適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の公布・施行を行うとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正を行った。

さらに、日本証券業協会や第二種金融商品取引業協会、金融先物取引業協会と連携し、各業界における課題の検討等を行った。

証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行った。

測定指標の目標は全て達成となっているが、自主規制機関等の連携を一層強化するとともに、金融商品取引業者等の業態及び規模・特性等を踏まえつつ、そのビジネスモデルやそれに由来するリスク、ガバナンスやリスク管理態勢等により一層着目したリスクアセスメントを強化し、オン・オフ一体のモニタリングを実施した上で必要な検査・監督を実施していくために、モニタリング態勢の見直しを行っている最中であり、施策の目標と照らし合わせてみると、引き続き改善すべき課題がある。

施策Ⅲ－５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

【達成目標】

適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、会計監査の信頼性確保のための取組みについての提言を得るとともに、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うなど、適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施した。

公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等

に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行った。また、近時、上場大企業における不正な会計が行われ、大手監査法人による監査も十分機能していなかったという事案発生を踏まえ、審査会検査の実効性向上策をまとめ、公表した。

I F I A Rを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みの締結に向けた交渉や各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化した。また、I F I A R常設事務局の東京招致に成功した。

多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、会計・監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めた。

測定指標に掲げた目標は全て達成することができたが、近時、上場大企業における不正が行われ、大手監査法人による監査も十分機能していなかったという事案の発生などを踏まえ、引き続き、①「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を受けた会計監査の信頼性確保に向けた取組みや、②審査会が公表した検査の実効性向上策に基づく取組みを行っていく必要がある。

基本政策Ⅳ 横断的施策

施策Ⅳ－１ 国際的な政策協調・連携強化

【達成目標】

国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国内外の課題を一体的に議論した結果に基づき、銀行勘定の金利リスク等の重要課題について建設的な提言を行うなど、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献した。その他、規制体系が世界経済全体のために最適なものとなっているかを再検証すべきであるとの我が国の主張を積極的に発信・提案している。その結果、G20 アンタルヤ・サミット（27年11月）において、「重大で意図せざるいかなる影響にも対処することを含め、規制改革の実施及び影響並びに我々の全体的な目的とそれらとの継続的な整合性を監視し、評価する」という規制の検証を実施していく旨の内容を含んだ首脳宣言が採択されるなど、規制の複合的効果の再検証の必要性に関する当庁の考え方について、国際的な理解が広がりつつある。また、重要な国際会議等の議長・副議長・チームリーダー等の重要ポストを務め、国際機関へ事務局員等を派遣するほか、大規模な会合を日本国内で開催する等、金融規制改革の検討・実施の着実な進展に大きく貢献している。さらに、新たに台湾との間での定期金融協議を開始するなど、海外当局との連携も強化している。

今後も、引き続き国際的な金融規制改革へ積極的に参画する必要がある。

施策Ⅳ－２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

【達成目標】

アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込む

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

「アジア金融連携センター」での研究員の受入拡大や、各国金融当局との間の覚書締結・書簡交換による長期的な協力枠組みの構築などにより、アジア諸国との関係が強化された。その上で、ヤンゴン証券取引所開設をはじめとしてアジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られた。

今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との関係強化や金融インフラ整備支援の取組み等を進める必要がある。また、改組された「グローバル金融連携センター」でアジア諸国以外の新興国の研究員受入、その後のフォローアップを通じた知日派の育成に努める。

施策Ⅳ－３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

【達成目標】

金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融・IT融合の急速な進展等の環境変化に対応するための銀行法改正案の国会提出等をはじめとする規制・制度改革を推進したほか、ノーアクションレター制度等に基づく法令照会に適切に対応した。

また、地域の成長マネー供給促進フォーラムの開催等を通じて、官民による持続的な対話の実施に向けた取組みを進めた。

さらに、金融・資本市場の活性化に向けて、金融行政方針に基づき、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保等に向けた取組みを進めた。

今年度の測定指標の目標は全て達成しているほか、FinTechに関する民間事業者の相談等に一元的に対応するFinTechサポートデスクを設置した。

28年度以降も、金融サービスの提供者に対する事業環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

施策Ⅳ－４ 金融行政についての情報発信の強化

【達成目標】

金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した。新着情報メール配信サービス登録件数の目標は達成することができなかったものの、金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁 Twitter のフォロワー数は目標を達成することができた。

施策Ⅳ－５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

【達成目標】

金融リテラシーが向上すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

「金融リテラシー・マップ」を27年6月に改定・公表したことにより、身に付けるべき内容がさらに明確になり、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能になった。また、「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブックを作成し全国の高校等や地方公共団体へ配布したほか、シンポジウムや大学生を対象とした授業を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組んだ。

しかし、施策の目標に照らし合わせてみると、金融リテラシーの向上に向けてさらに実効性の高い取組みを行う必要がある。

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上

【達成目標】

高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展有り）

【達成度の判断根拠】

組織として力を発揮できる体制に向けた取組みについては、「金融庁職員のあり方」の浸透、PDCAサイクルによる職場環境改善の実施、女性職員の活躍と職員のワークライフバランスを推進し、目標を達成した。

また、民間専門家の在職者数は目標を達成したものの、国内外の留学者数及び国際機関・民間企業等への派遣・出向者数は目標を達成することができなかった。

今後も、金融庁の「あるべき姿」の実現に向けて課題が多く、引き続き、職員の資質の向上を図っていく必要がある。

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用

【達成目標】

的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

庁内の要望に基づく研究テーマについて調査研究を実施し、成果物を公表したほか、金融庁職員と外部有職者等との交流の機会である勉強会等の開催回数が目標値を上回ったなど、金融行政の遂行に資する研究の実施、産・官・学のネットワーク強化に取り組んだ。

しかしながら、コンファレンスの開催については、金融庁として初めての取組みである「平成27事務年度 金融行政方針」（27年9月公表）の策定を受け、この方針に沿った、より一

層金融行政に資するテーマとすべく再検討を行ったため、27年度中の開催ではなく、28年5月19日の開催予定となっている。従って、当該測定指標は目標未達成となった。

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用

【達成目標】

- ①最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減を図ること
- ②情報セキュリティ対策を推進すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融検査等の業務システムについては、経費の削減等を計画的に進めたほか、情報管理研修の受講率についても、職員の情報セキュリティに関する意識の向上に取り組み、目標を達成した。

「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」「情報システム数の削減」「スタンドアロンコンピューターの台数削減」については、目標達成時期を平成29年度又は30年度に設定しており、その目標に向けて取組みを継続している。

他方、情報セキュリティに関する職員の自己点検における遵守事項の実施が目標未達成であったことに加え、28年初めに、当庁ウェブサイトがDDoS攻撃を受け、閲覧できない状況が発生したことを踏まえ、改めて、多様なサイバー攻撃に応じた対応を網羅的に実施していくことの必要性を認識するなど、施策の目標と照らし合わせてみると、引き続き取り組むべき課題がある。

3 その他の業務基盤

(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組みについては、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」の改定を行った。また、新型インフルエンザ等対策訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」に基づき策定される「新型インフルエンザ等対応業務継続マニュアル」の改定を行った。

災害等発生時に備えた訓練については、政府防災訓練への参加のほか、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等を行うとともに、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施するなど、民間金融機関等と連携した訓練を実施した。また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施した。

今後も、引き続き業務継続体制を充実・強化するため、業務継続計画等の検証や訓練の実施により、実効性の向上に取り組む必要がある。